# 省令

## ○法務省令第二号

不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第七条（他の法令の規定において準用する場合を含む。）の規定に基づき、登記事務委任規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年一月十八日

法務大臣　山下　貴司

登記事務委任規則の一部を改正する省令

**第一条**　登記事務委任規則（昭和二十四年法務府令第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| **第六条**　［略］<br>2　宇都宮地方法務局真岡支局管内栃木県芳賀郡芳賀町に属する地域（平成三十一年二月一日に栃木県宇都宮市から編入された地域に限る。）内の登記事務（商業登記の事務を除く。）は、宇都宮地方法務局で取り扱わせる。<br>3　宇都宮地方法務局管内栃木県宇都宮市に属する地域（平成三十一年二月一日に栃木県芳賀郡芳賀町から編入された地域に限る。）内の登記事務（商業登記の事務を除く。）は、宇都宮地方法務局真岡支局で取り扱わせる。 | **第六条**　［同上］<br>［項を加える。］<br>［項を加える。］ |

備考　表中の［　］の記載及びその標記部分に二重傍線を付した部分を除く全体に付した傍線は注記である。

**第二条**　登記事務委任規則の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を削る。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| **第六条**　［略］<br>［項を削る。］ | **第六条**　［同上］<br>2　宇都宮地方法務局真岡支局管内栃木県芳賀郡芳賀町に属する地域（平成三十一年二月一日に栃木県宇都宮市から編入された地域に限る。）内の登記事務（商業登記の事務を除く。）は、宇都宮地方法務局真岡支局で取り扱わせる。 |

備考　表中の［　］は注記である。

**第三条**　登記事務委任規則の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を削る。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| **第六条**　［略］<br>［項を削る。］ | **第六条**　［同上］<br>3　宇都宮地方法務局管内栃木県宇都宮市に属する地域（平成三十一年二月一日に栃木県芳賀郡芳賀町から編入された地域に限る。）内の登記事務（商業登記の事務を除く。）は、宇都宮地方法務局真岡支局で取り扱わせる。 |

備考　表中の［　］は注記である。

**附　則**

この省令は、平成三十一年二月一日から施行する。ただし、第二条の規定は平成三十一年七月二十三日から、第三条の規定は平成三十一年七月二十四日から施行する。

## ○法務省令第三号

不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第七条（他の法令の規定において準用する場合を含む。）の規定に基づき、登記事務委任規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年一月十八日

法務大臣　山下　貴司

登記事務委任規則の一部を改正する省令

**第一条**　登記事務委任規則（昭和二十四年法務府令第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| **第三十五条の二**　［略］<br>2　仙台法務局古川支局管内宮城県遠田郡美里町に属する地域（平成三十一年二月一日に宮城県石巻市及び東松島市から編入された地域に限る。）内の登記事務（商業登記の事務を除く。）は、仙台法務局石巻支局で取り扱わせる。<br>3　仙台法務局石巻支局管内宮城県石巻市及び東松島市に属する地域（平成三十一年二月一日に宮城県遠田郡美里町から編入された地域に限る。）内の登記事務（商業登記の事務を除く。）は、仙台法務局古川支局で取り扱わせる。 | **第三十五条の二**　［同上］<br>［項を加える。］<br>［項を加える。］ |

備考　表中の［　］の記載及びその標記部分に二重傍線を付した部分を除く全体に付した傍線は注記である。